

第60回 地方分権改革有識者会議
第172回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：令和6年11月14日（木）10：00～11：21

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長、高橋滋座長代理、後藤玲子議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、沼尾波子議員、三木正夫議員、山下良則議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、石江夏生利構成員、高橋滋構成員

（勢一智子部会長代理、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕

伊東良孝内閣府特命担当大臣、井上裕之内閣府事務次官、坂越健一内閣府地方分権改革推進室室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

（1）令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（案）について

1 冒頭、伊東内閣府特命担当大臣から以下の趣旨の挨拶があった。

（伊東内閣府特命担当大臣）石破内閣において地方創生担当大臣を命ぜられた伊東である。

各議員、構成員の皆様におかれては、提案募集方式に基づく地方からの御提案の実現に向け、御尽力いただき、誠に感謝申し上げます。特に専門部会の構成員の皆様におかれては、関係府省から2回のヒアリングにおいて、熱心な議論を重ねていただき、重ねて感謝申し上げます。

その結果、関係府省と調整を行った提案のうち、9割弱について前向きな対応ができる見込みとなり、特に本年の重点募集テーマとして掲げたデジタル化について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の大幅な拡大やオンライン化など、横断的な見直しに取り組むことで、デジタル化の恩恵を地方自治体や住民が広く享受できる取組が進んだと考えている。

本日の皆様方の御議論を踏まえ、残された課題について各省庁と調整し、年末の閣議において対応方針を決定したい。地方分権改革の推進は地方創生2.0を掲げる現政権下においても、その一翼を担う重要な政策であると認識しており、皆様におかれては、引き続き御尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2 次に、議題（1）「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（案）について」に関して、大橋部会長及び平沢内閣府地方分権改革推進室参事官から説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(大橋部会長) 本年の提案募集検討専門部会における審議状況について、報告させていただく。

前回の有識者会議以降、提案に係る関係府省の第2次回答を踏まえ、関係府省への第2次ヒアリングを行った。第2次ヒアリングでは22事項について関係府省から具体的措置の内容や検討スケジュールについて、議論を進めた。

本年は、デジタル化をはじめとし重点事項を設定し、地方公共団体の職員や市民の方の負担軽減に資するよう、坂越地方分権改革推進室長をリーダーとする事務局と専門部会が一丸となって検討を進めた。検討に当たり、類似の事項を射程に入れた横展開を図って横断的な改革を進めるといった視点で作業に臨んだ。

具体例には、住基ネットを利用できる事務をしつ皆的に調査し、大幅に拡大した事務について住基ネットを利用できるよう横断的な取組に着手し、実現した。

同様に、重点事項として検討した個別項目の中で、例えば、犬の登録と同時に登録料支払を可能にする提案を議論する中、オンラインで手数料納付を行うことのできるぴったりサービスといった手法を発見した。これはまだ活用されていない手法であるが、次年度以降、横展開を図ることが期待できる貴重な原石ではないかと考えている。

また、非重点項目の取組の中でも今後横展開が見込まれる事項を複数発見したことや、非重点項目への対応の中で、国のレベルで開発されたオンライン申請の仕組みが、実は広く地方公共団体や市民に対しても活用できる余地があるといった問題の発見もできた。こうした非重点事項における問題発見は、次年度以降、重点項目に昇格させて議論し、併せて横断的処理を図ることができるのではないかと考えている。

このように、個別の提案を契機に現場における気づきから横展開につなげ制度変革に迫るといった方向性は、提案募集制度に重要な視点であり、対応方針として原則であるように受け止めている。

あわせて、今年からは提案を実現することによって改善が図られた件数を数字で明示することに着手した。提案実現の果実を可視化することで、市民の方にもリアルに実感してもらえるような広報に一層重点を置いておく。1つの提案の改善により、全国で何十万件といった手間や労力が省略できることが明示できれば、提案募集制度に重要な情報発信となり得ると考えている。

なお、今年はデジタルに係る提案など、大掛かりなシステムの構築が絡むものや実態調査を前提に制度を見直す必要のある案件が数多く含まれていることから、省庁からの回答を見ると、本年度内の解決に収まらず、令和7年度に方針を得るといったような回答が見られた。この点については、フォローアップを例年以上に丁寧に行っていくことで対応したい。政府においては、年内の閣議決定に向けて最終的な詰めをよろしくお願い申し上げる。

(市川座長) 共通課題の横展開について、突破口の切り口が見えてきた。心より感謝申し上げます。

(平沢参事官) 私から資料2～4に沿って説明をさせていただきます。

提案募集検討専門部会の審議も踏まえて関係府省と調整し、対応方針が固まってきた。対応方針については例年同様年末の閣議決定を目指している。

最初に、資料2の1ページ、基本的考え方として、平成26年から提案募集方式を導入し、地方分権改革の推進が地方創生における重要なテーマであるということを掲げている。

続いて、2番の一括法案の提出等について、法律改正事項については令和7年通常国会に一括法案等を提出することを基本とすること。

現行規定で対応可能な提案については地方公共団体に対する通知等によって明確化すること。

引き続き検討を進めるものについては適切にフォローアップを行い、有識者会議に報告させていただくこと。

計画策定等については、令和5年3月に閣議決定した効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーションガイドを着実に運用することとしている。

次に、対応状況についての説明である。令和6年提案のうち予算編成過程での検討を求めるもの等を除き、257件について内閣府と関係府省との間で調整を行い、現在精査中だが、このうち約9割の221件について地方の支障の解消につながる対応ができるという成果を得ることができた。更にこのうち重点募集テーマとしたデジタル化に関連する案件は96件であった。

次に、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針に記載された主な案件として、11項目を掲げさせていただいており、それぞれについて御説明をさせていただきます。

まず、住基ネットの関係である。これは重点事項として議論いただいた。提案で示された事務のみならず、住基ネットの利用が可能となると考えられる事務について全府省及び自治体に対して調査を行い、分野横断的な見直しを行ったものである。利用拡大する法律は現在精査中であるが、住基ネットを活用できれば、住民サービスの向上につながるのと同時に、自治体の事務負担が軽減されると考えている。

次に、オンライン化に伴う都道府県の経由事務の見直しについてである。これは専門部会において地方三団体ヒアリングを行ったが、全国知事会から国が一括処理した方が効率的な事務として要望があったものである。国への申請等において都道府県を経由することとしている事務があるが、行政手続のオンライン化に伴い、経由の必要性が薄くなっていくと認識している。

今回の対応方針では各種システムを活用することでオンラインによる国への直接の申請等を可能とし、都道府県における経由事務を廃止することとしている。手続の処理期間が短縮されるなど、サービスの向上が期待できるとともに、都道府県の事務負担の軽

減、さらには国・地方を通じた効率化が見込める。こうした経由事務についてはこの他にも共通した課題を有し、見直しを行うべきものがあると考え、デジタル行財政改革の取組とも連携しながら来年も取り組んでいきたい。

次に、自治体への申請手続のオンライン化についてである。対応方針では公害防止関係等の主な環境法令に係る事業者から自治体への申請について、主に国の手続のために利用されていたe-Gov電子申請サービスを活用可能とすることや、精神障害者保健福祉手帳の申請について、マイナポータルを活用したオンライン申請を可能とすることについて検討することとした。

これにより住民や事業者の申請手続の迅速化が図られるとともに、自治体の事務負担も大幅に軽減されることが見込まれる。手続のオンライン化についても、デジタル行財政改革の取組と適宜連携し、来年も取り組んでいきたい。

次に、重点事項である犬の狂犬病予防登録に係る手数料納付のオンライン化についてである。狂犬病予防法のワンストップ特例制度については、動物愛護管理法に基づくマイクロチップ情報の登録を行えば、狂犬病予防法に基づく登録申請があったものとみなすものとされているが、狂犬病予防登録に係る手数料の納付を市区町村窓口で別途行う必要があることから、本特例制度への自治体の参加が進んでいないため、当該手数料の納付をオンライン化するための必要な措置を令和8年度中に講ずることとした。

これによりワンストップ特例制度への自治体の参加が促進され、マイクロチップ情報登録と狂犬病予防登録の連携が図られることから、犬の所有者による登録の負担や自治体の事務負担の軽減が見込まれる。

次に、重点事項である、現在郵送で行っている都道府県から本籍地市区町村への戸籍情報照会事務について、戸籍電子証明書を活用することによってオンライン化できるよう、令和8年度中に法制上の措置を講ずることとしている。これにより現在都道府県で戸籍情報照会に係る郵送事務がなくなり大幅な負担軽減につながる。

次に、自治体システム標準化等のための基金の活用期限についてである。移行が困難とされておりますシステムの標準準拠システムへの移行作業が令和8年度以降にも及ぶことが想定される中で、システム標準化のための支援を安定的に行うために、令和7年度末までとされている期限を検討するものである。

次に、条例公布時に必要となっている首長の署名について交付手続のデジタル完結を図るため、署名方法による電子署名を追加するものである。

以上がデジタル化に関するものである。

人口減少やデジタル化が進む中で、特に経由事務の見直しや手続のオンライン化は今後更に重要になる、来年も引き続き住民サービスの向上等につながるように好事例も紹介しつつ、横断的な見直しに取り組んでまいりたい。

次に、民生委員等の選任要件について、令和5年に民生委員等の担い手不足への対応を求めるものである。厚生労働省の検討会において現行の居住要件の見直しについてど

のような場合に可能か、年末の対応方針の閣議決定までに一定の結論を得ることとした。

次に、公立大学法人が出資できる対象を国立大学法人と同様にベンチャーキャピタル等にも拡大するものである。これにより各地域の大学におけるスタートアップ創出の加速や研究成果の社会還元が見込まれる。

次に、児童手当の所得確認についてである。1月から4月までに認定が認められた方については、市町村において、毎年6月に行う初回の現況確認を不要とするなど、所得確認を簡素化したことにより、自治体の負担軽減につながった。

最後に、介護施設の名称の変更等の届出について、介護保険法上の届出がなされた場合に生活保護法の規定による届出があったものとみなすという見直しを行うものについてである。これにより申請者・自治体共に事務負担の大幅な軽減が見込まれる。

こうした取組状況を踏まえまして、令和6年は提案を実現、また、対応した割合が86%ということを見込んでいる。

続いて、資料3について専門部会で審議いただいた23の重点事項の対応案を記載している。このうち資料2で説明させていただいた以外の3件について説明をさせていただく。

1つ目は、景観計画の変更に係る都市計画審議会への意見聴取についてである。支障がないと考えられる場合には地域の実情に応じた方法等で行うことが可能であることを明確化するものである。

次に、障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直しについてである。中山間地域等における提供体制の確保のため、実態調査を行った上で現行基準に位置づけられている従たる事業所の設置に係る要件を令和7年度中に緩和する方向で検討するとともに、令和8年度までに人員基準の在り方を検討することとした。

最後に、中山間地域等における安定的な訪問介護の提供に資する方策について、現行制度において市町村が独自の基準を定めることができる離島等相当サービスが存在するが、こちらは現時点で実施保険者が少ないことから、中山間地域等における活用を促進する施策を検討し、令和7年度中に結論を得ることとした。

今後は12月の閣議決定に向けまして詰め調整を行うとともに、閣議決定後も継続検討の扱いとしているものなどについて提案の実現に向け、フォローアップをしてまいりたい。

(山下議員) 今年257件の提案について御検討いただいた大橋部会長を始め、専門部会の方々と事務局に感謝申し上げます。また、成果の見える化により、効果がかなり可視化された。具体的には、提出を確認する事務を含めて関連の時間は相当効率化が進んでいるのではないかと。地方自治体、関係省庁、住民の方々に共有できるような機会ができればと思う。

部会長から説明のあった36件の実現に至らなかった提案について、手続の時間がかかるということも含めて注視するという報告があったが、翌年にかけて一緒にフォローす

ることは非常に大事だと思う。

最後であるが、私自身、経済同友会の地域共創委員会の委員長を仰せつかっており、昨日、報告書の記者発表をさせていただいた。

近隣の連携や遠隔地の連携を進めていかないと、人口減少、高齢化に歯止めがかからない中で、人口30万人以下というところは自分たちで財源も含めて回りにくい、持続可能性を追求しにくいという問題意識で、今回、特に自治体間の広域連携、それも近隣だけではなくて遠隔地がデジタル技術を使うとそのまま他の地域にプラットフォームとして転換されるという事例も現場で見えた。それぞれの住民が自分の地域にはどんな未来があるのか、議会も含めてやろうではないかという気運も進んでいたことから、委員会としても後押しする自治体間連携を強力に進めようという報告を行った。この募集提案方式においてもいわゆる広域連携、また自治体サービスの広域利用など、提案が増えることが私自身楽しみであり、対応していきたいと思いながら今後の活動に期待をしているところである。

(沼尾議員) 初めに、提案募集検討専門部会の委員の皆様並びに内閣府地方分権室の皆様を始め、関係する皆様方、このような形で案を取りまとめていただき、誠に感謝申し上げます。

まず、横展開を図る点について、共通課題、類似事項について直接出されたものではないものについても精査をされ、素晴らしいことである。

今後、これ以外についてもこういった横展開を図られていくと思うが、横展開を図っていくに当たって、どういう手続、あるいはどういう方法を考えておられるのかというところについて、何か考えがあれば、教えていただきたい。

次に、市町村は大都市から中山間地域まで多様であり、それぞれの多様な形に合った施策や事業となるよう様々な補助などのメニューはあるが、なかなか実態に合っておらず使い勝手がよくないものもある。それぞれの地域の特性に応じた施策や事業の在り方をどのように見直していくのか、あるいは使い勝手のいいものにしていくのかという観点から提案募集を求めていくのはとても大切であると感じた。

(坂越室長) 沼尾先生から指摘いただいた2点について、まず、住基ネットに関しては政府側で、対象事務を各省に照会した。それ以外の経由事務や自治体の申請手続のオンライン化については、マンパワーとか予算の限界があり、優先順位の高いものから順序よく計画的にする必要があるため自治体が詳しい。一番移行しやすいかという観点からも現場で提案を頂き、優先的に手をつけていく手法が一番有効かと考えている。

もう一つは、中山間地域について、地域の実情は様々であり、人口10万人以下の市町村からの提案が非常に少ないという状況で、ニーズが分権提案の中でくみ取れていない部分がある。その提案の底上げを図るような形でバックアップしていくことが重要であると考えている。

(三木議員) 様々まとめていただき、大橋部会長を始め、また、地方分権改革推進室の皆

様に感謝申し上げます。

自治体によって大きい市から小さな村まで様々な構成があり、人材と財源の問題というのは大きいと思う。また、このようなすばらしい制度があること自体まだまだ十分に理解されておらず、非常にもったいない。

次に、横展開の問題点は、市町村間で自分の市町村についてしか考えない風潮が多くある。その意識を変えていかなければならない。意識改革をし、あるところがよくなることは地域全体にメリットがあることを認識することが大事だと考える。

それから、遠隔地の連携について、恋人の聖地事業というのがあり、全国的に行っているが、他の市町村の状況も非常にわかりやすいことから、やはり、近隣の連携、広域単位の連携は重要であると思う。

これらのことを、市長会としても皆さんに分かるように広報していきたい。

最後になるが、民生委員等の選任につきましても切実な問題である。その自治体に関心がある人であれば、実際に住んでいなくても可能であり、選任方法についてもこれから広く考えていくことが大事ではないか。

(後藤議員) 詳しく報告いただき、専門部会と地方分権改革推進室の丁寧に見ていただき誠に感謝申し上げます。資料2のスライド3に、関係府省と調整を行った提案のうち実現・対応した提案の割合をお示しいただいたので、私の方で提案全体のうちどのくらいが調整・検討対象になったかを計算してみた。その結果、令和6年度が今までで一番高い数字だった。精査はできていないが、過去年度分を紹介すると、令和2年度に検討の対象とされた提案の割合は76.1%、令和3年度80.9%、令和4年度86.3%、令和5年度は87.8%、今年度は95.2%であった。今年度検討対象外とされた提案は、4.8%しかなかったということである。

数値に修正があれば、事務局で訂正をしていただきたいが、提案件数自体は今年度293件で、ほかの年度と比べて比較的多いにもかかわらず、提案の検討の対象としたものが多かったということはすばらしいと思う。

その理由について質問させていただきたい。

また、今年度調整・検討の対象とならなかった提案は非常に少なかったわけであるが、それらの数少ない提案のこれまでの経緯を追ってみたところ、より具体的な支障事例等が示されたら提案の対象になるという提案は8件あり、そのうちの1件だけが、例外的にずっと取り上げられていない提案であった。

その例外的な提案は「宗教法人法への暴力団排除規定の追加」という提案で、今まで6回ぐらい提案されていて、その都度事務局のコメントを受けて制度の必要性が追記されたり、具体的な支障事例が追記されたりしているが取り上げるのが難しかったようである。

そのような例外はあるものの、基本的には地方からの提案をできるだけ対象として検討されていると思うので、その辺りも一緒にPRをしていただきたい。自治体としては、

提案をすれば取り上げてもらえると思えると思えると思う。

(平沢参事官) 評価いただいたとおり、令和6年は特に293件の提案に対して、関係府省と調整したのは257件で、差分については、予算編成過程での検討を求めるものや、対象外であるもので、例年差分が生じている。令和6年はその差分が少なかったのは、事前相談ということで本提案の前に提案の時期をとっていた点や、簡易相談を年間いつでも相談いただいていたことからはではないか。提案をいただければ、我々も説得力があるようにブラッシュアップすることができ、そういったところが実ったのではないかと思う。

また、提案団体においても精査していただいております、10年やってきている中でそこら辺が定着してきている部分と、一方で、まだ提案をしたことがない小規模・中規模の地方自治体があり、提案ができるようにしていくことも必要だと思ふ。年間通して研修等を引き続き行ってまいりたい。

もう一つ、デジタル化についての現場の目下の支障という面で、非効率だという直感が提案に響き、今回提案として実っていったところもある。

(勢一部会長代理) 257件のうち約9割の提案が実現という方向になっていること、提案いただいた自治体の皆様、府省庁の皆様、分権室の事務局の皆様に改めて感謝申し上げます。

コメントを3点申し上げたい。

1点目は、デジタル化で横断的な制度改革が住基ネット限定であったが、実現したことが大きな成果だと思ふ。デジタル分野については、ポテンシャルがあるというのを議論で感じており、例えば、既存のオンラインシステムの利用の拡大・活用は新たにシステムをつくらなくてもできることから、目の前の制度変更がすぐには無理でも継続的に検討していくことが大事だと感じた。

また、デジタルの分野で横展開をする際は、一般的な観点の抽出ができるとういかなと感じている。共通の原則のようなものの検討などを行うことで、デジタルの分野の多様な制度を見ていくことができたなら、一歩先に進めるのではないかと感じた。先行的取組として計画策定のナビゲーションガイドがあるが、このような一般原則が作られることで横断的な見直しを後押しするという期待があると感じた。

2点目は、オンライン化に伴って行政事務手続が既存の枠組みから変わっていくというこの後押しもする必要があるのではないかと。ある制度が実現したことで関連する制度全体をどのくらいコンパクトにできるのか。1つの仕組みだけが抜けたというだけではなく、それが抜けたことで更にコンパクトにするポテンシャルはないのかというところを、横断的な関心事で議論ができないかなと感じている。

特に法令で定めている部分、更にガイドライン等に、手続が詳細に決まっていることもあるため、通知が1つ出れば現場が改善するとは必ずしも限らないので、丁寧にフォローアップ含めて取り組む必要がある。

最後の3点目であるが、1つの提案から学んで、同様の仕組みを有する異なる制度に

着目するという点も必要。典型例としては公立大学法人に関する提案がある。最初に国立大学法人について先行して制度が変わったが、何年か遅れて公立大学法人に対応が認められるというような仕組みになった。

公正な環境整備というような観点から、同様の仕組みでバランスが悪くなっているところはないのかというような視点も必要である。イコールフットィングの視点で公平な制度に向けた見直しの観点からも、今後議論して提案のお声がけもさせていただけると、一歩先に進めるのではないかと感じたところである。

(高橋座長代理) 2点、感想申し上げる

1点目は、行政サービスのバランスが取れた提供や、ユニバーサルサービスを全国的に維持する課題が年々重要になってきていることを作業の中で感じたことである。障害児の通所事業所の従業員の人員基準の見直しや、民生委員の選任要件の見直しは今後も重要になってくるのではないかと。

ただ、省庁も問題意識を持っていることはヒアリングを通じて感じたものの、20年後、30年後、日本がどうなっているのかを見通して、先取りの政策を打っていく視点が、各担当の府省にまだまだ行き渡っていないのではないかと感じている。そういった意味で、地域の現実を担っている自治体からの提案を示し、各省庁の方々と議論して、先取りの政策を実現していくことが、今後の我々の作業では重要になっているのではないかと思う。

2点目は、デジタル化であるが、デジタル化の実現に当たってはシステム改修の話が重要であり、システムは一年一年に簡単に変えられるものではない。大規模改修に合わせてうまく提案された改革内容を盛り込んでいくことが極めて重要である。

そのときに、我々の単年度の作業と、例えば、5年を見通したシステム改修の中に提案を組み込んでいく作業とをどのように調和させるのかという視点が重要なのではないかと考えている。そういう意味では、フォローアップ案件と当年度の案件の処理という形と併せて、複数年度処理みたいなものを考えていく必要が今後は出てきているのではないかと。

最後になるが、事務局の皆様方に感謝申し上げます。

(谷口議員) 提案募集方式によって毎年確実に分権や改革が進められており、提案自治体、専門部会の先生方、事務局、関係府省の皆様方に感謝申し上げます。有効な方向性や手法の横展開が目指されており、提案されたものだけに対応するのではなくて積極的な結びつけが目指されていた点がすばらしいと思う。

デジタル化が重点募集テーマとして掲げられたことも時代のニーズに合っている。こういった事務の効率化・有効化を進める方向が進んでいることは意義深い。

他方で、常にデータを活用していく場合、あるいはこれを発展させていく場合にはシステムやデータの質管理が重要であるということと、情報を使っていく場合には、住民がもともと持っている情報は個人情報なので、その持ち主の権利は非常に強く、本人の

申請等で住民票の写しや戸籍謄本をつけるなどの、手間が省ける場合はいいが、様々な公用請求等で活用していく場合は、自分の情報が何に使われているかについて、ヨーロッパ等では非常に厳しい基準が設けられているような状況である。本人が知った上で情報が活用されていく、あるいは履歴を照会、そういったことを将来考える必要がある。(石井構成員) 専門部会では大橋部会長を始め、様々な観点から皆様の議論に参加させていただき大変勉強になった。私からのコメントとしては2点申し上げたい。

まず1点目、デジタル化に向けた取組の重要性が今後ますます深まっていくということ。目指すところはDXだと受け止めているが、特に公的機関においては強い縦割りの歴史があり、文化があると思われる。そういう意識を変えていかなければいけないところがデジタル化を進める上での一番の課題だということを、重点募集の議論に参加させていただき過程で改めて認識した次第である。

今回、提案数257件のうち86%達成ということですばらしい結果ではあると思うが、そもそも257件で足りると思えない。もっと地方からの提案を促し、ワンストップの手続で終わる世界を最終的には目指していくという視点が重要であると思う。

2点目であるが、メリットとして事務の効率化、コストの削減というのは明確に見えているが、他方、住民や国民の観点から見た場合に、該当する手続に関わる人たちは、一部の人たちしか関わらない手続であるのも事実。これを少しずつ、一步一步でも増やしていくということで、デジタル化のメリットが住民や国民全体に感じてもらえるようにする取組を粘り強く進めていくことが、この地方分権改革の専門部会における重要な役割である。

デジタル化で非常に望ましい世界を実現する上では、全員がワンストップで1回の手続で終わるような世界が理想的であり、そうしないとDXは実現しない。今回のデジタル化の横断的見直しもすばらしいが、もっとできることがあるのではないかと感じた。(大橋部会長) 反省したのは、この仕組み自体が政策コンテストみたいな感じで、優秀なところが手を挙げて、率先して制度を切り開いていくイメージを強く出した反面、各自がばらばらにやっていることで弊害が出ることもあり、むしろ協調したいときに協働を進める上で支障になるようなものがないかという視点で、提案を募るような形にしないといけないのかなと思う。

広域での連携としては、最近多くの災害があって、能登の災害を見てもあの周辺だけでなく、いろいろなところでサービスを利用しながら市民の方が避難したり、サービスに依存していることがあるとすると、そういう広域を対象とした連携ニーズはどんどん高まっているのではないかと、こういう部分は重点項目を描く上で参考にさせていただきたい。

また、単年の中では納まらないものを5年課題みたいな形にして、毎年行うのもあってもいいかもしれない。研究課題でも単年度でやる研究課題と5年かけてやる研究課題があるのと同じように、提案募集でも今までフォローアップという形で追いかけていっ

たのだが、初めからどっしり構えてやるもの、途中から長期課題に切り換える形で仕切っていくようなものもあっていいのかなと思った。そういうところを参考にさせていただきながら更に議論を深めていきたい。

(三木議員) DXを進めているが、マイナンバーの便利さをもっとPRする必要があると思っている。マスコミ等ではマイナス情報を流していることが多い。実際、システム自体の過ちではないが、マイナンバー自体がまずいという感じになっている。私は実際に病院にて聞いたが、集計なども全部できるのでマイナンバーの方が病院の人は楽だと言うのである。

今回のDXを進めるに当たっても、マイナンバーについて具体的なメリットがあるということをもっと知ってもらうことが大事ではないか。

地方分権改革に関して、地方分権改革推進室で大変努力していただいたが、実は障害者福祉分野の自立支援給付事業という事業があり、障害者福祉に関して、都道府県が事業者の指定を行う。実際の補助金自体は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1だが、事業者に不正があった場合には全額市町村で負担。これが須坂市の場合に約4800万円である。

須坂市だけでなく長野県等にも提案募集に賛成していただいたが、今の制度について全額市町村で返還するのはおかしいということを申し上げた。地方分権改革推進室で聞いていただいたが、その結論が補助金の適化法で認められていないというだけであった。

何年かけてもいいから、こういう本来間違っているものについては直していくべきだと思う。法律で決まっているからというのは厚生労働省の考え方であるが、国としては都道府県に対し、障害者福祉サービス事業所とサポート事業者等も活用いただき、市町村を含めた研修会・勉強会を開催することと、都道府県にボールを投げている。厚生労働省と県で審査・確認の二重チェックなどを行うこと、そして、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、改めて周知するというところで、要するに都道府県と市町村に投げたまわっている状況。

ところが、市町村でこの事務をすることはできない。人材や財政の問題が出たが、こういう実態を把握した上で制度の改正はしてもらいたい。

大変有り難く思っているのは、国土交通省の運輸局でライドシェアに盛んに取り組んでいること。タクシーの運転手の確保ができないことは長年の課題だったが、国土交通省で柔軟にやっていただいた。国土交通省は関係の市町村を全部回って、どういう状況にあるかを聞いていただいた。市町村は大変であれば、手伝いますと、これからはそういう地方自治体に合った事業をしてもらいたい。

そうすれば、国と自治体とが一緒になって何かをしようということになる5年先なりを見て地方分権をやっていただくことが大事かなと思う。

地方分権改革推進室の皆様を始め、御努力したということで大変感謝を申し上げる。

(坂越室長) 障害福祉の件はかなり折衝した。最終的に断念ということで納得が得難いよ

うな結論になっているが、確かにどうなのかなという点多々ある。

この点については障害福祉だけではなくて、地方六団体とも話をしながら何かできないのかということをしっかり考えていく必要がある。なかなか難しい案件であるが、しっかり戦略を練っていろいろなことを研究して計画的に取り組んでいく必要があるのでまた相談をさせていただきたい。

(市川座長) 単年度ではなく複数年度で取り組んでいただける課題だと認識した。ここからは皆さんの意見を踏まえ、文言の調整等を事務局において整理させていただくことを私に御一任いただきたい。その点を踏まえ、今回の対応方針案について、私に御一任させていただくことを前提に、有識者会議として了承したということによろしいか。

(「異議なし」の意思表示あり)

(市川座長) 本当にたくさんの御意見を頂き感じているのは、意識改革というお話があったが、意識改革で一番大切なのは事実認識を共有すること、情報を共有することではないかと思う。今回の成果も含めて各自治体への周知だけでなく、住民の方にもどういうことを地方分権改革有識者会議で議論して、どういうことが結果として生まれ、それがどのように住民の方にプラスになっているかというのを分かっていただけのようにしていきたい。また事務局にも成果発表等よろしくお願い申し上げます。

それでは、今回の対応方針案を了承させていただく。今後、政府におかれましては本日の議論も踏まえて対応方針の決定に向け、改めて各府省との最終調整をお願い申し上げます。

3 最後に、坂越内閣府地方分権推進室長から以下の趣旨の挨拶があり、閉会した。

(坂越室長) 本日は、熱心に活発な議論を頂き誠に感謝申し上げます。大変有意義な貴重な意見を頂き、今後それらを踏まえて更に分権提案を改善していきたい。

今回、横断的な見直しを行い、人口減少やデジタル化に、社会のスピードが物すごく急速に変化してきているので、それらを踏まえて自治体もキャッチアップしていく必要があり、制度も柔軟に見直していく必要がある。その手法としては分権の提案というのは有意義な提案手法だと思う。地方分権改革推進室の職員が1人ずつ各事務に張りついて各省庁と何か月間にもわり折衝するので、はるかに実現率が高いかと思うので、これを活用して柔軟に制度を見直していく必要がある。

一方で、個別に提案が上がってきたものに対応する方式であり、個別案件ごとに対処しているがゆえに、横断的でなく、スピード感にも欠ける部分があったができる限り類似のものは一括してやっていくという形で、更に効果も大きい形で実現を図っていくというのは重要である。先生方の尽力をお借りして今後とも制度を改善していきたいと思

いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)